平成27年度被災農業者向け経営体育成支援事業(9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨)の実施について

27経営第1819号 平成27年10月29日 農林水産省経営局長通知

平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による甚大な農業被害により、 農産物の生産に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっ ていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)により緊急的な対策として被災農業者向け経営体育成支援事業を実施することとしたので円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いする。

なお、実施要綱の第3のただし書、別表1の2の(1)及び別記2の第1の2の(1)のイの(ア)の規定に基づき対象となる気象災害、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定め実施することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都府県知事及び農業信用基金協会には貴職から通知されたい。

1 対象となる気象災害 平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨

2 事業要件

- (1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成27年9月7日以降の取組であること。
- (2) 都道府県及び事業実施主体は、1の気象災害による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業を平成27年度に終了すること。

3 事業内容

- (1) 実施要綱別記2の第1の2の(1) のイの(r) のa からdまでとする。
- (2) 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdについては、「農産物の生産 に必要な農業用機械及び附帯施設の気象災害による農業被害前と同程度の農業用機械 及び附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び附帯施設の修 繕に要する経費」と読み替えるものとする。
- (3) 実施要綱別記2の別紙様式第2-1号別添2については、別添参考様式に置き換えて整理するものとする。

助成対象者に係る被災証明等

No	助成対象者	住所	代表者名 (法人等の場合に記載)	今後の園芸施設共済へ の加入意向	共済組合への 情報提供

上記の者は、「別途経営局長が定める気象災害等により農産物の生産に必要な施設等について農業被害を受けた者」であることを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名: ●都道府県 ●市町村

役職•代表者名: 印

- (注)・別紙様式第2-1号別添1の経営体調書を提出している農業者の被災状況について上記に一覧表として取りまとめの上、被災の有無を証明すること
 - ・「今後の園芸施設共済への加入の有無」欄は、助成対象者が被災した施設等を再建後に園芸施設共済へ加入する意向がある場合は「あり」と、意向がない場合は「なし」と記載すること。
 - ・「共済組合への情報提供」欄は、農業共済組合が園芸施設共済の説明に伺うため、助成対象者の氏名、住所等を農業共済組合へ提供させていただきたいと考えておりますので、助成対象者が情報提供することに同意いただける場合は「同意」と、同意いただけない場合は「不同意」と記載すること。

なお、「不同意」の場合は、氏名・住所等を提供することができない理由を簡潔に記載すること。

・行が不足する場合には、行を追加して記載すること。